

# 子どもたちの健康のために

## 保健室から

### ❖ はじめに

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いをするところです。健康診断や身体測定をしたり、けがや病気をしたときの応急手当などを行っています。また、困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

### ❖ よい生活習慣

家庭でのよい生活習慣を身につけることは、これから健康な生活を送るうえで大切なことです。

- 夜更かしをせず睡眠時間はじゅうぶんにとる
- 朝起きたら顔を洗う
- 朝食は必ずとる
- できるだけ朝食後に排便をする
- 食後の歯磨きをする
- 外から帰ったら手洗いやうがいをする

### ❖ 朝の健康観察

朝の登校前に、保護者の方がお子さまの健康状態をみてあげてください。

- 昨夜はよく眠れたかどうか
- 顔色・表情・姿勢などを見ていつもの元気があるかどうか
- 朝食はいつもどおり食べられたかどうか
- 熱や吐き気などはないか

できるだけお子さまの健康なときの体温を知っておいてください。熱をはかってみることで、そのときのお子様のからだの調子が悪いかどうかの1つのめやすになります。1週間くらい朝起きたときの体温をはかってみると、おおよその朝の平熱がわかります。

保護者の方が気づかなくても、お子さまからおなかが痛い、気持ちが悪いなどの訴えがあれば、ゆっくり話を聞いてあげてください。また、お子さまが自分からいろいろな症状を話せるような環境にしてあげるのも大切なことです。

## ❖ 感染症について

お子さまが「学校感染症」にかかったときは「出席停止」となり、学校は休んでいただきますが、その期間は欠席扱いになりません。医師から登校許可がでるまで休んでください。（診断書は必要ありません）

また、予防上必要なときは、学校や学級などの臨時休業を行います。

（学級閉鎖）

### 「学校感染症」の種類

※「学校保健安全法施行規則」より

- |     |   |
|-----|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、南米出血熱<br>重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ<br>（限る）、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、<br>ジフテリア、痘そう |
| 第2種 | インフルエンザ、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）<br>風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、百日咳<br>髄膜炎菌性髄膜炎                               |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢<br>腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎、その他の感染症  |



## ❖ けがや病気のとときは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でけがをした場合、けがの大きさにより医師による治療を受けることがあります。

病院に連れて行く前に保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をしますので、勤務先など異動があった場合は速やかにお知らせください。

お子さまには、学校管理下でけがをしたときに、すぐに担任またはけがをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのけがでうちから医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。災害制度の手続きについては後日お知らせします。

### ◆ けがをしたとき

学校で起きたけがについては、保健室で応急手当を行い、

- ① その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ② 医療機関への受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

なお、保健室ではその日学校で起きたけがに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

### ◆ 病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

- ① 教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。
- ② 教室での授業が不可能なときは、しばらく保健室で安静にさせ、経過を観察します。  
その後も身体症状のよくない場合は、担任または養護教諭より保護者に連絡をとり、下校してもらいます。（原則として迎えにきていただきます）

保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

**お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思えます。**

## ◆ いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測が付きません。何かあったら保護者に連絡をしますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。また、外出の際は、できる限り出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

## ◆ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことを目的とするものです。

センターに加入すれば、学校管理下でのけがで医療費がかかった場合、その程度により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。

## ❖ 安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。これに、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

学校から緊急に医療機関を受診する際に持参します。保険証番号を記入していただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあります。

病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

## ◆ 保管と更新

プライバシー保護のため、カードは鍵のかかる場所に厳重に保管します。カードは年度ごとに新たに記入していただいております。新しいカードが揃い次第、前年度のカードは適切に処分いたします。

安全カード

吹田市立 佐井寺 小学校 【平成25年1月改訂】

自宅・勤務先・携帯電話など  
緊急の際の優先順位でお書き  
ください。  
番号順に連絡をとります。

保険証の表紙のとおりお書きく  
ださい。保険証が変わったとき  
は、速やかにお知らせください。

学校生活で配慮してほしい病気  
等がある場合は記入してくださ  
い。

裏面に家までの経路をお書きください。

年 組 番	フリガナ	性別	生年月日	
	児童名		年 月 日	
保護者名		児童との関係		
現住所		吹田市	自宅	番号
連絡先 (優先順 で記入)	①	名前	児童との関係	番号
		自宅・勤務先( )		携帯
	②	名前	児童との関係	番号
		自宅・勤務先( )		携帯
	③	名前	児童との関係	番号
		住所	携帯	
	名前	児童との関係	番号	
	住所	携帯		
健康保険	全国健康保険協会 組合 共済 船員 国保		無	
	健康保険証 種類と番号	保険者番号		記号 番号
既往症	はしか みずぼうそう おたふくかぜ 風疹 無熱性けいれん ぜんそく( 歳) 川崎病 腎臓病 心臓病 結核			
よく訴える症状	(例)腹痛			
アレルギー	薬物アレルギー	ある( )・ない		
	食物アレルギー	ある( )・ない		
かかりつけの 医院・病院	内科	外科	歯科	
本校に在学する 兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前		
	年 組 名前	年 組 名前		
教師や学校に知って もらいたいこと				
記入上の 注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>このカードはお子様の身に急を要するとき、早く処置できるように学校に常備しておくものです。正確にお書きください。</li> <li>連絡先の①②③は、緊急の際の優先順位でお書きください。</li> <li>住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話等)、健康保険証の変更は、すみやかに学校へお知らせください。</li> <li>学校では、この安全カードを①扱いとし、緊急時のみ使用します。</li> <li>裏面に学校から家までの地図をお書きください。</li> </ul>			

## ❖ 健康診断

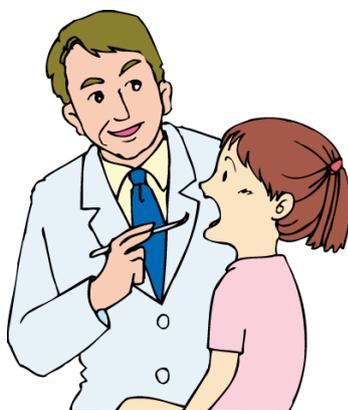
学校では学校保健安全法に基づいて、毎年4月から6月にかけて健康診断を行います。主な目的は次の3点です。

- ① からだがどれだけ大きくなっているかを知るため
- ② 隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③ 健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等を行いません。

- ※ 健康診断に伴い、多くの問診票や書類などを持ち帰ります。記入もれないようにして、期日までに提出してください。
- ※ 検査によって対象学年が異なりますが、詳しい日程や注意事項などは毎月の「保健だより」などでお知らせします。
- ※ 学校保健安全法施行規則等の改正に伴い、変更することもあります。

★ 入学までに、むし歯など治療が必要とわかっているものについては治しておいてください。



- ◆ 健康診断の実施項目及び該当学年 \* 来年度、変更される場合があります。  
 (●…全員 △…一部該当者 □…希望者のみ)

学年 項目		小学校					
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身体計測		●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●
聴力検査		●	●	●		●	
内科		●	●	●	●	●	●
眼科		●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科		●	△	△	△	△	△
歯科		●	●	●	●	●	●
結核検診(問診及び診察)		●	●	●	●	●	●
尿検査	1次	●	●	●	●	●	●
	2次	△	△	△	△	△	△
色覚検査		□					
心臓検診	1次	●					
	2次	△	△	△	△	△	△
	3次	△	△	△	△	△	△
脊柱側弯症検診	1次	△	△	△	△	●	△
	2次	△	△	△	△	△	△

◆ 2学期以降の保健行事

- ◆ 二測定(身長、体重) . . . 9月、1月 全学年
- ◆ 子どもの生活習慣病予防検診 . . . 5学年希望者



